

松 福 介 739 号
令和 2 年 4 月 16 日

関係事業者各位

松戸市介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

このことについて、令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省老健局老人保健課から発出された事務連絡により、松戸市として更新申請は当面の間調査等を行わず職権にて 12 か月 の延長を行うことといたしました。つきましては、現在ご依頼させていただいている要介護認定調査につきまして下記の通り取扱いさせていただきますので、ご対応のほどよろしくお願ひいたします。

なお、今後の状況により、対応が変更となる場合がありますが、その際は再度通知しますので、ご承知おきください。

記

1. 対 象 松戸市の被保険者が要介護・要支援認定の 更新申請 を行う場合（新規・変更申請は対象外です。）
2. 取扱い 職権による 12 か月の延長となり、調査は不要となります。
既に調査を行った場合は、調査票・請求書をご送付ください。
現時点で行っていない場合は、提出不要となります。
また、調査依頼票一式については、破棄する等適切な処分をお願いいたします。
3. 支払い 更新申請であっても既に調査が行われた場合は、ご送付いただいた内容を確認して、通常通り支払いの対象とさせていただきます。

【お問い合わせ先】
松戸市福祉長寿部
介護保険課 認定審査班
電 話：047-366-7370
F A X：047-363-4008